

令和8年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

新潟市教育委員会

新潟市では、保護者の方の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興のために、小・中学校特別支援学級等でかかる費用の一部を補助する就学奨励費を行っています。

1 補助を受けられるご家庭

お子さんが通級指導教室に通っているご家庭

2 補助の対象となるもの

児童・生徒の通学費	児童・生徒本人がバス・JR等を利用して通級する場合、最も経済的な通常の経路及び方法により通級する場合の交通費の実績額を補助します。 通級回数×片道運賃（定期券の額が上限） ※ 所得金額が市の定める基準以上の場合、実績額の1/2の額を補助します。
保護者の付添費 (市内在住者のみ)	保護者の方がお子さんの通級に付き添う場合にかかる交通費を補助します。 ＜バス・JRを利用する場合＞ 付添回数×片道運賃（定期券の額の1/2が上限） ＜自家用車を利用する場合＞ 付添回数×1km当り単価×在籍校～通級校間の片道距離

3 申請の方法

右記の二次元コードから手続き画面に進み、申請してください。

(注1) 申請には利用者IDの登録が必要です。

(注2) 二次元コードが読み込めない場合は、申請システム e-NIIGATA のキーワード検索から「特別支援教育就学奨励費」と検索してください。

※学校長からの現金支給を希望する場合、学校より委任状を受け取り記入して提出してください。

※オンライン申請が難しい場合は、在籍する学校へお問い合わせください。



バス・JRを利用する場合に以下の(ア)～(ウ)に該当する方については、後日、「令和8年度所得証明書(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の証明書で、雑損・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・ひとり親/寡婦の控除の記載があるもの。源泉徴収票は不可。)」を提出してください。

※「令和7年度所得証明書」は令和8年1月1日に住所のあった市区町村で概ね6月から発行されます。

(ア) 令和7年分の所得の申告をしていない方(所得金額等の申告が必要です)

(イ) 令和8年1月1日、新潟市以外に住所を有していた方

(ウ) 区域外就学者等で市外に住所がある方

4 認定結果の通知

教育委員会で審査し、結果は学校を通して通知します。(10月頃を予定。)

5 支給予定日等

下記の日程で、保護者口座に振り込みます。(委任状提出者については、学校長口座に振り込みます。)

支給予定 令和9年 4月 ※付添費はまとめて4月支給になります

※前月までに確認がとれた費目について支給するため、振込日が上記日程より遅くなる場合があります。